

■「通信契約」 安くなると言われても要注意！！■（9月）

<相談事例 1>

電話で「インターネット利用料が今より安くなり、今ならルーターが無料になる」と勧誘され、モバイルデータ通信2年間の契約をした。解約を申し出たら、高額な解約料を請求された。

<アドバイス 1>

モバイルデータ通信は、ルーター等を使って無線でインターネットに接続する通信契約です。特定商取引法の適用外であるため、電話勧誘でもクーリング・オフはできません。2年間の条件付きの契約なので、中途解約の場合は解約料がかかることとなります。業者の説明が違っていた等勧誘時の問題があれば申し出て交渉することとなります。

<相談事例 2>

今より電話料金が安くなると、毎日のように光回線を勧める電話がある。インターネットは利用していないが、本当に安くなるのか。

<アドバイス 2>

光回線で電話を利用するのであれば、光回線工事費用や現在の電話回線の休止手続き手数料等の初期費用の他に光回線利用料が毎月かかります。安くなるという説明をうのみにせず、現在の契約と比べる必要があります。そもそもインターネットを利用していないのであれば、光回線契約をするメリットはあまりないと思われます。

便利なインターネットですが、接続方法が様々（有線通信、無線通信など）であることに加え、契約先の通信会社だけでなく代理店や取次店なども販売しており、それぞれが条件付きやセットでの値引き販売をしているため、消費者にとって非常に分かりにくくなっている実情があります。自分が利用したい通信サービスについてよく調べ検討してから契約することが大切です。

また、契約を他社へ切り替える場合は、現契約の解約料や新契約の手数料、工事費等もかかります。安くなると言われて安易に契約することは避けましょう。

※ ルーターとは？

ネットワーク間を相互接続する通信機器であり，事例の場合は，携帯電話の回線接続機能を内蔵したルーターを使用してインターネットに，パソコンやスマートフォンを接続します。

※ クーリング・オフ

契約した後，頭を冷やして (Cooling Off) 冷静に考え直す時間を消費者に与え，一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

ちなみに，通信販売には，クーリング・オフは適用されません。

※ 特定商取引法

訪問販売や通信販売等，連鎖販売取引，特定継続的役務提供，業務提供誘引販売取引，訪問購入など消費者トラブルを生じやすい取引を対象に，事業者が守るべきルールと，クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めています。

便利なインターネットですが，接続方法が様々（有線通信，無線通信など）であることに加え，契約先の通信会社だけでなく代理店や取次店なども販売しており，それぞれが条件付きやセットでの値引き販売をしているため，消費者にとって非常に分かりにくくなっている実情があります。自分が利用したい通信サービスについてよく調べ検討してから契約することが大切です。

また，契約を他社へ切り替える場合は，現契約の解約料や新契約の手数料，工事費等もかかります。安くなると言われて安易に契約することは避けましょう。